



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 5 日 (火)
第 7 9 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	貸金業法による登録の取消し (46) (経済政策課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (47・48) (森林保全課) 2
	一般国道の区域の変更 (49) (道路企画課) 4
	一般国道の供用の開始 (50) (〃) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (51) (東部総合事務所県民局) 5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件) (52・53) (中部総合事務所県民局) 5
	土地改良区の役員の退任 (54) (西部総合事務所農林局) 6
	県営土地改良事業の工事の完了 (55) (〃) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (2) (教育総務課) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
	制限付一般競争入札の実施 (4件) (〃) 10

告 示

鳥取県告示第 46 号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項第4号及び第5号に該当したことにより、同法第24条の6の5第1項の規定に基づき次のとおり登録の取消しをしたので、同法第24条の6の8の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 商号
村尾商会
- 2 代表者の氏名
村尾義徳
- 3 主たる営業所の所在地
米子市河崎2329-4
- 4 登録番号
鳥取県知事(2)第00294号
- 5 登録年月日
平成18年9月18日
- 6 登録の取消しの年月日
平成20年1月18日

鳥取県告示第 47 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山395、395の1、396、397、397の1、398、399の1・400の1・400の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、401の1、401の2、401の3（次の図に示す部分に限る。）、402、402の1、403、404、字小柳谷405、406、406の1、407から410まで、411の1、411の2、412、413、413の1、414から419まで、419の1、419の2、420の1、字タテサコ421の1、422、423の1から423の3まで、424から429まで、字柳谷西平430から436まで、436の1、437、665、字柳谷東平441、441の1、442から445まで、446の1、446の2、449の1、449の2、450の1、450の2、451から459まで、459の1、459の2、460から462まで、字小谷山478から482まで、482の1、483から486まで、488から494まで、字綾木谷田上495から500まで、501の1、501の2、字コタノ谷502から504まで、505の1、505の2、字綾木谷山506の1、506の2、506の4、507の1から507の3まで、507の6、507の8から507の11まで、508の1、508の2、508の4、509の1から509の6まで、510、510の1、511から515まで、字綾木谷東平518から524まで、525の1、525の2、526の1、526の2、527、528の1、528の2、528の4、529の1、529の2、530の1、531の1、531の2、532から534まで、534の1から534の4まで、534の6、字綾木谷東平口535の1、535の2、535の4、536の1、536の2、537の1、537の2、537の4から537の8まで、538の2、539の1、539の2、539の4、539の5、540の1、541の1、541

の 2、541の 4、542の 1、542の 2、543の 1、544の 1、666、字トソフ平545から547まで、548の 1、548の 2、548の 4、548の 5、549の 1、549の 2、550の 1、550の 2、551、552の 1、552の 2、552の 4、553の 1、554の 1、554の 2、554の 4、554の 5、555、556の 1、556の 2、556の 4、557の 1 から557の 4 まで、558の 2 から558の 4 まで、559の 1、559の 3 から559の 5 まで、560から562まで、字ホフソウ谷563から568まで、570、571の 1、字ミタアト572の 1、572の 2、572の 5、572の 7 から572の12まで、573の 1 から573の 3 まで、574の 1、574の 2、574の 6、575の 1、575の 2、576の 1、576の 5、字カンマチロ579、580、581の 1、583の 1、583の 2、584から587まで、字ツタ谷588の 1 から588の 3 まで、589の 1、589の 2、590から593まで、593の 1、594、595の 1、595の 2、字サササコ596、598から600まで、600の 1、600の 2、601、602の 1 から602の 3 まで、603から610まで、611の 2、611の 3、612の 1、612の 3、612の 4、613の 1、613の 3、字横掛平614の 1、614の 2、615の 1、615の 2、616、617、617の 1、618から622まで、623の 1、624から631まで、632の 1、632の 2、633の 1、633の 4、634、635の 1、635の 2、636の 1、636の 2、637の 1、字迎ヒ638の 1、639の 1、640の 1 から640の 4 まで、641の 1、642、642の 1、643、644、645の 1、645の 2、646から650まで、650の 1、651、651の 1、652、653、字下モ迎イ平654の 1、654の 3、655、656の 1、656の 4、657の 1、658、659の 1、659の 2、659の 5、660、字岩尾平661、662、662の 1 から662の 3 まで、664の 1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 48 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字向下小屋180の 1、180の15から180の30まで、字中小屋312の 1、312の 4 から312の11まで、313の 4、字今井谷314の 1、314の21から314の60まで、314の63、314の64、字力石平459、460の 1、460の14、460の15、460の18から460の31まで、字深知川向477の 1、477の17から477の24まで、字五輪谷582の 1 から582の 3 まで、582の12から582の15まで、582の20から582の26まで、字能谷奥792の 1 から792の25まで、字栗祖1019の10、1019の11、1019の14、大字穴鴨字余川谷1296の 7、1296の10、1296の86から1296の120まで、字小原1347から1349まで、1352、1353、1354の 1 から1354の 3 まで、1355、1356、1359の 1、1360、字向キ津谷1361、1362、1363の 1、1365の 1、1365の 2、字オノ木1367、1368、大字加谷字滝ノ谷758の 5 から758の45まで、字下タノ谷768の 1、768の16、770の14から770の29まで、770の32、771の 1、771の13から771の23まで、字西ノ谷奥772の 1、772の 3 から772の13まで、773の 1 から773の19まで、774の 6 から774の55まで、774の57、字小保木奥793の 1、793の 6、793の12、793の18から793の35まで、793の37から793の62まで、808から812まで、

815の1、字向フ小保木816の1から816の4まで、816の8、816の10から816の16まで、816の22、817から821まで、822の1、823の1、824の1、824の2、826、827、828の1、字向山829の1、830、831の1、833、834、835の14、852の1、852の29、852の51、852の53

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 49 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年2月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	八頭郡八頭町福井字大成口609-4地先から同町福井字上岸田3-7地先まで	5.2~9.9	97.0
	変更後	八頭郡八頭町福井字大成口609-4地先から同町福井字上岸田3-7地先まで	7.9~21.4	109.0
		八頭郡八頭町福井字大成口599-1地先から同町福井字上岸田4-7地先まで	5.2~7.4	45.0

鳥取県告示第 50 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年2月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
-----	-----	---------

482号	八頭郡八頭町福井字大成口609-4地先から同町福井字上 岸田3-7地先まで	平成20年2月5日
------	--	-----------

鳥取県告示第 51 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 3 月 23 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 1 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人タチカワプラザ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吉村 繁美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市立川町五丁目 256
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、認知症の高齢者に対して、介護保険に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 52 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 20 年 3 月 23 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 1 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サカズキネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
本谷 篤
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市南昭和町 59
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対して自然保護、環境、社会資本整備等豊かなまちづくりを啓蒙し、提言し、地域の人々に対し、未来指向のライフスタイル実現を図ることを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の定数及び欠員補充要件

鳥取県告示第 53 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年3月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成20年1月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人倉吉市河北地区スポーツクラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

加藤 康彦

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市福庭337

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県体育協会を中心として、倉吉市教育委員会、競技団体等との連携のもと、スポーツ少年団を核とした総合型地域スポーツクラブを育成することにより、地域住民による自主的・自発的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進し、生涯スポーツ社会の実現をはかる。

6 定款の変更事項

名称及び役員の任期

鳥取県告示第 54 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 杉 原 尚 禮 西伯郡大山町富長71

平成20年1月23日退任

鳥取県告示第 55 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区農道整備	平成17年 3 月 10 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区農業用排水	平成18年 5 月 10 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区暗渠排水	平成18年 5 月 10 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区ため池等整備	平成17年12月20日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆 2 期地区農道整備	平成17年 3 月 18 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆 2 期地区農業用排水	平成17年 3 月 18 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆 2 期地区ため池等整備	平成14年 3 月 25 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆 2 期地区客土	平成17年 3 月 18 日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆 2 期地区暗渠排水	平成17年 3 月 18 日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 2 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 20 年 2 月 7 日（木）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び予定数量
自動車保管場所現地調査及び自動車保管場所のデータ入力業務 38,000件
 - (2) 業務の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取県内全域

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1件当たりの単価(10銭未満は切り捨てる。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他のうち、自動車保管場所現地調査等に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年2月22日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年2月5日(火)から同年3月17日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年2月5日(火)から同月15日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成20年2月18日(月)午後3時

鳥取県警察本部第1会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月17日（月）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日（金）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年3月5日（水）午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)の入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)の入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Investigating and entering the data of vehicle management location, 38,000 cases
- (2) Deadline for the submission of documents of the qualification confirmation: 5:00PM, 22, February, 2008
- (3) Date and time for tender submission: 1:30PM, 17, March, 2008 (Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 14, March, 2008)
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110 (Extension telephone 2225)

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

パーキング・チケット発給設備管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県鳥取警察署が管轄する区域

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他のうち、駐車関連設備管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年2月22日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年2月5日（火）から同年3月17日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できるものであること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法

人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

（ア） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（イ） 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

（ウ） 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

（エ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

（オ） アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 主たる事務所を県内に有していること。

ウ 2名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

エ 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者を雇用していること又は都道府県から委託を受けてパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務を施行した実績を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110（内線5012）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成20年2月5日（火）から同月15日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成20年2月18日（月）午後1時

鳥取県警察本部第1会議室（鳥取県警察本部庁舎1階）

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月17日(月)午後1時50分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年3月5日(水)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県内各警察署管轄区域

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他のうち、各種自動車運転講習に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年2月22日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年2月5日（火）から同年3月17日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できるものであること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 法人の場合、道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの。

ウ 委託業務を行う事務所を県内に有していること。

エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習の委託業務を行う事務所において、委託業務に従事する職員を配置すること。

カ 委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者(自動車安全運転センターが行う自動車の運転の管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者をいう。)又は、講師として法第108条の2第1項第1号に掲げる講習(安全運転管理者等講習)に従事した経験を有する者を講師として充てることが出来ること。

(イ) 委託業務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

キ 講習に必要な視聴覚機器を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110 (内線5012)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成20年2月5日(火)から同月15日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成20年2月18日(月)午前10時

鳥取県警察本部第1会議室(鳥取県警察本部庁舎1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月17日(月)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年3月5日（水）午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

高齢者講習通知業務 12,130件

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1件当たりの単価(10銭未満は切り捨てる。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他のうち、各種自動車運転講習に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年2月22日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年2月5日(火)から同年3月17日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できるものであること。

(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 主たる事務所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (内線710-313)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成20年2月5日(火)から同月15日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成20年2月19日(火)午前10時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター2階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月17日(月)午後2時10分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年3月5日(水)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)の入札見積金額に 1 の(1)の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(1)の予定数量に契約金額を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

運転免許証更新通知業務 84,300 件

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1件当たりの単価(10銭未満は切り捨てる。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が役務のその他のうち、各種自動車運転講習に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年2月22日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年2月5日(火)から同年3月17日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務を確実に履行できるものであること。

(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定により、次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 主たる事務所を県内に有していること。

ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (内線710-313)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成20年2月5日(火)から同月15日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成20年2月19日(火) 午前11時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター2階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年3月17日(月) 午後1時40分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年3月5日(水)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)の入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部

又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(1)の予定数量に契約金額を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。